

「水防災意識社会 再構築ビジョン」等に基づく湖東圏域の取組方針 新旧対照表

旧	新
<p data-bbox="302 470 873 502">「水防災意識社会 再構築ビジョン」等に基づく</p> <p data-bbox="414 550 784 598">湖東圏域の取組方針</p> <p data-bbox="436 1109 761 1141">2022年6月9日改定</p> <p data-bbox="302 1212 896 1244">湖東圏域水害・土砂災害に強い地域づくり協議会</p> <p data-bbox="291 1300 907 1356">〔彦根市、愛荘町、甲良町、豊郷町、多賀町 滋賀県、国土交通省近畿地方整備局琵琶湖河川事務所、気象庁彦根地方气象台〕</p>	<p data-bbox="1310 470 1881 502">「水防災意識社会 再構築ビジョン」等に基づく</p> <p data-bbox="1422 550 1803 598">湖東圏域の取組方針</p> <p data-bbox="1500 614 1736 646">(R5.6.15改定案)</p> <p data-bbox="1433 1109 1803 1141">2023年6月15日改定</p> <p data-bbox="1310 1212 1915 1244">湖東圏域水害・土砂災害に強い地域づくり協議会</p> <p data-bbox="1299 1300 1926 1356">〔彦根市、愛荘町、甲良町、豊郷町、多賀町 滋賀県、国土交通省近畿地方整備局琵琶湖河川事務所、気象庁彦根地方气象台〕</p>

②平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項

主な取組項目	目標時期	取組機関
<p>■想定最大規模の洪水に係る浸水想定区域図等の作成と周知</p> <p>水害</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中小河川の想定最大規模の洪水浸水想定区域図について作成し公表する ・地先の安全度マップについて、更新し公表する <p>土砂災害</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害防止法に基づく基礎調査を実施する <p>共通</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎年協議会の場において進捗状況を確認する 	<p>2026.3 まで</p> <p>2025.3 まで</p> <p>引き続き実施</p> <p>引き続き実施</p>	<p>滋賀県</p> <p>滋賀県</p> <p>滋賀県</p> <p>1市4町 滋賀県</p>
<p>■水害・土砂災害ハザードマップの改良、周知、活用</p> <p>共通</p> <ul style="list-style-type: none"> ・洪水浸水想定区域図、地先の安全度マップの更新、土砂災害警戒区域等の指定に合わせて水害・土砂災害ハザードマップを更新し公表する 	<p>引き続き実施</p>	<p>1市4町</p>

②平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項

主な取組項目	目標時期	取組機関
<p>■想定最大規模の洪水に係る浸水想定区域図等の作成と周知</p> <p>水害</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中小河川の想定最大規模の洪水浸水想定区域図について作成し公表する ・地先の安全度マップについて、更新し公表する <p>土砂災害</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害防止法に基づく基礎調査を実施する <p>共通</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎年協議会の場において進捗状況を確認する 	<p>2026.3 まで</p> <p>2026.3 まで</p> <p>引き続き実施</p> <p>引き続き実施</p>	<p>滋賀県</p> <p>滋賀県</p> <p>滋賀県</p> <p>滋賀県</p> <p>1市4町 滋賀県</p>
<p>■水害・土砂災害ハザードマップの改良、周知、活用</p> <p>共通</p> <ul style="list-style-type: none"> ・洪水浸水想定区域図、地先の安全度マップの更新、土砂災害警戒区域等の指定に合わせて水害・土砂災害ハザードマップを更新し公表する 	<p>引き続き実施</p>	<p>1市4町</p>

旧	新
<p>6. フォローアップ</p> <p>各機関の取組内容については、必要に応じて、防災業務計画や地域防災計画等に反映するなどによって責任を明確にし、組織的、計画的、継続的に取り組むこととする。</p> <p>取組方針の進捗状況を確認し、必要に応じて見直すこととする。また、実施した取組についても訓練等を通じて習熟、改善を図る等、継続的なフォローアップを行うこととする。</p> <p>なお、今後、全国で作成される他の取組方針の内容や技術開発の動向等を収集した上で、随時、取組方針を見直すこととする。</p> <p>また、湖東圏域水害・土砂災害に強い地域づくり協議会を毎年出水期前に原則開催し、洪水予報、ホットラインなど出水時に河川管理者から提供される情報とその対応等を首長と確認する。</p> <p><改定履歴></p> <p>2017年 5月 8日 作成 2018年 5月24日 改定 2019年 3月26日 改定 2022年 6月 9日 改定</p> <p style="text-align: center;">- 15 -</p>	<p>6. フォローアップ</p> <p>各機関の取組内容については、必要に応じて、防災業務計画や地域防災計画等に反映するなどによって責任を明確にし、組織的、計画的、継続的に取り組むこととする。</p> <p>取組方針の進捗状況を確認し、必要に応じて見直すこととする。また、実施した取組についても訓練等を通じて習熟、改善を図る等、継続的なフォローアップを行うこととする。</p> <p>なお、今後、全国で作成される他の取組方針の内容や技術開発の動向等を収集した上で、随時、取組方針を見直すこととする。</p> <p>また、湖東圏域水害・土砂災害に強い地域づくり協議会を毎年出水期前に原則開催し、洪水予報、ホットラインなど出水時に河川管理者から提供される情報とその対応等を首長と確認する。</p> <p><改定履歴></p> <p>2017年 5月 8日 作成 2018年 5月24日 改定 2019年 3月26日 改定 2022年 6月 9日 改定 2023年 6月15日 改定</p> <p style="text-align: center;">- 15 -</p>